

インビザライン Goシステム 導入コース申込条件 及び 新規ドクタープログラム同意条件

お名前

貴医院名

ご住所

電話番号

Eメールアドレス

開催地（都市名）

オンライン

申込人（以下に定義する申込条件では「申込人」、同意条件では「インビザライン Goドクター」といいます。）は、インビザライン・ジャパン株式会社（以下、「インビザライン・ジャパン」といいます。）が提供するインビザライン Goシステム 導入コースへの申し込みをするにあたり、本インビザライン Goシステム 導入コース申込条件（以下「本申込条件」といいます。）及び 新規ドクタープログラム同意条件（以下、「本同意条件」といいます。）の条件についての同意を、該当するWebページの同意またはそれに相当するボタンをクリックすることにより、インビザライン・ジャパンに対して表明します。

【導入コース申込条件】

1. 導入コース 及び インビザライン Goシステムにおける専門的サポート の概要

(1) 受講要件

日本国内の歯科医師免許を有する方

(2) 受講料

ア 申込人は、インビザライン・ジャパンに対して導入コース（インビザライン Goシステムにおける専門的サポートを含みます。）の受講料（以下「受講料」といいます。）として、148,000円（税別）を支払います。

イ 前項の支払は、インビザライン・ジャパンが別途定める時期、方法によります。

(3) 内容

ア 導入コースでは、インビザライン・ジャパンは、以下の内容を提供します。ただし、インビザライン・ジャパンの裁量により一部内容を変更することがございます。

導入コースの内容： インビザライン Goシステムにおける症例選択基準から症例提出までの基礎知識をご案内します。

インビザライン Goシステムにおける専門的サポート： 導入コース受講後から治療計画の承認までに必要なインビザライン Goシステムに関する専門的なサポートを提供いたします。

(4) 禁止行為

申込人は導入コースを受講し、インビザライン Goシステムにおける専門的サポートの提供を受けるに当たって適用されうる一切の法令・規則・ガイドライン等、及びインビザライン・ジャパンの取引規約を遵守するものとします。また、以下の行為の一切をすることを禁止します。違反が発覚した場合には、インビザライン・ジャパンの判断で、申込人との今後の一切の取引をお断りする場合がございます。

- ① 導入コースの撮影、録音、録画等をする行為、導入コースの内容（撮影データ、録音データ、録画データ等含む。）を第三者へ譲渡又はSNS等へアップロード等する行為
- ② 導入コースで配布した資料の複製、データ化、第三者への譲渡、SNS等へアップロード等する行為
- ③ インビザライン Go製品をインビザラインの名称で販売する等、患者及びインビザライン Go治療を希望する者がインビザライン Go製品をインビザライン製品であると誤認するおそれのある方法で販売、広告又は宣伝すること。
- ④ その他これらに準ずる行為

2. キャンセルポリシー

申込人が、一度支払った受講料については、インビザライン・ジャパンは、導入コースの開催日2週間前までにキャンセルの申入れがあった場合のみ返金を行います。

3. その他

- 申込後、インビザライン・ジャパンの裁量で（申込人が以下の表明保証に反した場合は含まれますがこれに限られません）受講をお断りして受講料を返金することができます。
- 表明保証

申込人は、歯科医師業務に関する法令もしくは専門職規則に違反し、または何らかの刑事犯罪（交通違反を除く）について訴追を受けもしくは有罪の判決を受けたことがないことを表明保証します。

また、申込人は、自身が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年が経過していない元暴力団員、暴力団の準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、不良集団もしくは知的犯罪集団等、または上記に相当するその他の者（総称して「暴力団員」）ではないこと、および自身が現在または将来、以下のいずれの関係も有さないことを表明し保証します。

(i) 暴力団員が経営を支配していると認められる関係

- (ii)暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (iii)その他、役員または経営に実質的に関与する者と暴力団員の間の、社会的に非難されるべき関係

申込人は、自らまたは第三者を利用して、以下のいずれの行為もしないものとします。

- (i)暴力的手段により要求をすること
- (ii)関係する法的責任を超えて不要な要求をすること
- (iii)取引に関して、脅迫的行為をし、または暴力を用いること
- (iv)風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害すること
- (v)上記に相当するその他の行為

【新規ドクタープログラム同意条件】

以下のように割引が適用されます。

- 対象期間：認定日以降、その日から起算して180日間
- 適用対象症例（治療オプション）：インビザライン Goシステムの治療オプション

プログラムによる割引の対象	割引率
認定日から起算して90日以内にクリンチェック治療計画が承認された適用対象症例である最初の6症例に対する割引	25%
認定日から起算して90日以内にクリンチェック治療計画が承認された適用対象症例である7例目以降に対する割引	20%
認定日から起算して91日から180日目までにクリンチェック治療計画が承認された適用対象症例に対する割引	20%

プログラムによる適用対象症例に対する割引は最大20症例までとなります。

以下については、プログラムによる割引が適用されず、適用対象症例および割引対象の症例数としてみなされません。

- 追加アライナー
- 交換アライナー
- ビベラ・リテーナー
- 割引の適用の対象となる症例として明示的に記載されていない治療オプションまたは製品
- 消費税およびその他税金
- 送料および手数料
- 大学/研究機関を通じての症例提出

¹「提出」の定義は以下のとおりです

以下3点の提出物がオンラインまたは輸送により送付され、かかる提出物の受領がインビザライン・ジャパン、米国 Align Technology, Inc.（以下「アライン社」といいます）、及び両者の関連会社（以下、これらの会社を総称して、「アライン・グループ」といいます）にて確認されていることを意味します。

- ① 送信済み処方書
- ② 口腔内および顔面写真
- ③ 上下の全顎印象(PVS等)

処方書のみがオンライン送信され、その他の患者記録がアライン社に送付されていない症例、または症例提出ボックスの内容に漏れがある場合には症例受理とはみなされません。

製品または治療オプションの標準価格はインビザライン・ジャパンの単独の裁量により変更される場合があります。よって、治療オプションガイドに記載されている価格が、本同意条件の期間において有効であることを示すものではありません。最新の価格については、インビザライン・ドクターサイト（IDS）に掲載される価格をご確認ください。

価格はすべて税抜表示価格であり、手数料および法定税率に基づく消費税が別途かかります。

<補足条件>

1) 提供されるインビザライン Goシステムにおける専門的なサポートは、インビザライン Goシステムを使用するにあたってのサポート・アドバイスを留まります。矯正治療における治療計画の立案および診査診断に関わる臨床的なサポートの提供はいたしません。

2) 一定の制限が適用されます。1) 本プログラムを、その他のディスカウントプログラムまたはサービスと併用することはできません。2) 大学またはその他研究機関に所属するドクターは適用対象外となります。3) 日本国内に在住のインビザライン Goドクターにのみ適用されます。

3) インビザライン・ジャパンはいかなる時点でも単独の裁量により、本同意条件を終了する権利、本プログラムの一部またはすべてを終了する権利、またはプログラムへの参加申し込みを終了する権利、プログラムへの参加を拒否する権利を有し、インビザライン・ジャパンがこれらの権利を行使した場合には、本同意条件に基づく割引は適用されないものとします。

4) アライン・グループと良好な信頼関係にあり（インビザライン・ジャパンによる単独の裁量によって判断）、かつアライン・グループの方針に準拠するインビザライン Goドクターのみ、本プログラムへの参加資格を有します。参加資格の有無についてはアライン社独自の裁量によって判断されます。

5) インビザライン・ジャパンはいかなる時点でも、単独の裁量により治療オプションおよび／または製品を追加または削除できるものとします。

- 6) 導入コースを修了したインビザライン Goドクターのみ、本プログラムに参加する資格を有します。
- 7) インビザライン・ジャパンへの事前通知の有無に関わらず、導入コースの修了が認められない場合には、本プログラムへの参加が不適格であるとみなされます。
- 8) クリンチェック治療計画の承認後にキャンセルされた適用対象症例に対するキャンセル料金が支払われた場合には、本プログラムにおいて割引対象である症例のうちの1症例の実績としてカウントされます。提出した症例がクリンチェック治療計画の承認前、かつ、プログラムの有効期間が終了する前にキャンセルされた場合は、症例の実績としてカウントされず、また、割引の対象症例としてもカウントされません。
- 9) インビザライン Goドクターは、自身の患者に関する症例のみを提出できます。他の歯科医師に対する本プログラムの適用対象とされる症例の移譲、または他の歯科医師による症例を自身の症例として提出することはできません。提出がプログラム有効期間内であったとしても、プログラム有効期間終了後にクリンチェック治療計画が承認された症例は、割引の適用の対象外とみなされ、取引条件に基づいて通常適用される標準価格に基づいて請求が行われます。
- 10) 本プログラムに基づく取引に関しては、取引条件に定める条件が適用されます。取引条件はIDSウェブサイトから参照できます。
- 11) 本申込条件及び本同意条件は、日本法を準拠法とし、これに基づいて解釈されるものとします。本申込条件及び本同意条件に関連する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 12) 本プログラムに記載される内容はインビザライン・ジャパンの機密情報であり、保護される必要があります。インビザライン Goドクターは、インビザライン・ジャパンの書面による同意を得ずに、本申込条件および本同意条件に基づく条件を第三者へ開示しないものとします。アライン・グループの知的財産はアライン・グループに属するものであり、インビザライン Goドクター及びいかなる第三者に対してもいかなるライセンスを与えるものではありません。アライン社によって作成または配布される本プログラムに関連するすべての資料はアライン社によって保有され、アライン社の書面の承認を得ずに複製、本プログラム全体またはその一部の録音、出版または配布できないものとします。インビザライン・ジャパン又はアライン社に対する違法行為が行われた場合は、法的措置を講じることがあります。
- 13) 本申込条件・同意条件に定める事項は法律により禁じられている場合には適用されません。